

六ノ四、貞慶 起請文 五箇条

出典 日本大藏經 第六四卷 鈴木學術財団

鎌倉遺文一九六六

解説 この起請文は貞慶が海住山寺において入滅に先立つこと二十日程前に病床で口述筆記させたもの。

死の直前にあつても戒律に厳しく、静かな宗教活動の場を守ることに情熱を注いだ貞慶の姿が迫ってくる。

原文

海住山寺

起請五箇条

一 不可令当山内輒許住尼衆等事。

右僧尼之寺相去遙遠、雜居之儀法律処不許也、而当山程狭、僧房猶無其地、況尼衆之別居哉、若許止住者、偏可為一室、内外過失不可称計、仍尼衆設触縁雖乞請、称大起請一切勿許、何況於未出家之女人哉、凡不論老小一切停止、但常住僧徒之中。若有母尼姉尼等。衰老之後且棄世路、且依病悩就子息等之縁。有來住者。触衆可許之。大都者六十已上人也。其処從等之中、有壯年之女人者、早可加制心、抑有富貴人、雖非深志点山寺時々有道、此事付内付外、少益多過、弁知其有之輩、甚難有歟、若如然事出来者、房地無処、本僧賣與者、第一滅相也、旁不相応之由、令返答、尚強結構者、可令見此起請、若寺僧之中有引導者、可行罪科、京都東山觀音寺者、威德之人多住之後。寺僧悉賣與房地々、往古一寺已以破滅畢、尤可有用意、

一 不可輒本寺上中臈已下許來住事

右、近来每人有廻計略、或卜山寺構別居、或遇其身災難等之時、或又為服藥湯治等、兼借請山寺之小房、縱雖及造作、未必終功、只懸其名、相具多人、時々経廻、酒宴射的種々遊戯、寺僧等耽見之、一旦事終而空帰本寺、其放遊餘氣不宜、然者此條、有内々議之時、老小寺僧先立可語起請之旨、猶定不止歟、其時山僧集会、可申子細、其状云、当山最少処也、每事勿論、雖一日人之御止住難有、則山中無水、是第一難也、用薪不幾、湯治等之間、人々令群集者、都不可叶、眞実奉為客來、於事無便宜、処詮者、中比滅亡之後、貞慶始扶持、其志非他、少々住僧等以事少心静為望、然者將來、若在此片山、如餘大処、好衣服資具、望富勢名譽者、決定不応此地人也、満山各可住此思、処者小処也、人者非人也、須顧涯分能慎恐、若背此制、或引導、或竊同心者、満山永可処罪科、護法可加冥罰、

一 不可薪或材木等出他処事

右、山寺之習、惜樹木不輕、是則器界衰微、人法亦磨滅故也、而当山衰微之時、一兩之住僧等、替身忘命、制止伐用之間、觀音御示現等、實以巖重、近隣之住人、盜伐者、固可加守護、若剃自伐取此木、為薪売人者、偏盜仏物也、欺僧衆也、又山僧造小房之時、触寺中、自受用一兩材木、而若或好芳心、或得価値。如材木伐用者、不可有程、一切可停止、

一 不可於他処有事人許移住此山事

右末代之習人心不善、於本住処、或正蒙衆勸、或諸人云々間、不堪而去、或亦其性過分之故、嫌人蔑処、如此之輩、一旦求他処、欲令移住、是常習也、此処之人、或為親友故、或不知子細故、殆進而召請之、況彼人相語之時、同心無滯、此條為人難堪処、遂有事、尚蔑根本之大処、々々猶不容受之、況於小処哉、如此輩一切停止、口入之罪科如前前々。

一 可停山中鬪諍事

右、僧衆者、以和合一味為德、設雖末代。大小山寺猶有其風、然者鬪諍之條、大可禁斷、若集会之庭、或私房中口論漸增、正及拔刀執杖、早可為重犯、縱一人雖進向、早去座可逃、若思其名深其鬱、及起向者、只同科也、於殺害刃傷者、不能左右、本寺自本有大起請、定有其沙汰敷、設經多年、雖被本寺御免、於此山中者、永可停廢、凡人之天性、或曲節、或過言、為傍輩不善事漸積者、必及大事、兼尤可用意、自他習不知身程人、聊有誤事者、忽報其言、永結其恨、如此子細、師匠或同行等、内々知及者、必可令教訓、抑就兒等事、或誹謗或当座無礼、若雖非指事、告廻諸人、有欲損人、此條尤不便、於中少事、如不見不知可止也、今日者我雖損人、明日又還在身上、仍於山中、設雖有見苦事、不可披露他処、不可語本寺大衆者、此等罪科如前、以前五箇條大切也、至要也、仍乍臥病席、令人記之、凡獅子之中虫、能噉獅子。可滅我寺者只寺僧也、觀音大明神御冥罰、深可恐之、件條々等雖加制止、猶及大事者、早令訴申本寺菩提院、定有御評定敷、仍起請如件、

建曆三年癸酉正月十一日 沙門 在判

讀み下し文

一 当山内にて輒く尼衆等の住むを許さしむべからざる事。

右、僧尼の寺を相い去ること遙かに遠し。雑居の儀、法律にて許さざる処也。而うして当山程狭く、僧房猶其の地無し。況や尼衆の別居においておや。若し止住を許さば偏に一室と為るべし。内外の過失称計すべからず。

仍つて尼衆、設し縁に触れ乞い請(求める)し大起請を称すと雖も、一切許す勿れ。何ぞ況んや未だ出家せざるの女人においておや。凡そ老小を論ぜずして一切停止す。

但し常住の僧徒の中、若し母尼、姉尼等有り、衰老の後、且つ世路を棄て病悩に依り子息等の縁に就き来住有る者は、衆に触れて之を許すべし。大都六十おむむ已上の人也。其の処從等之中、壯年の女人有らば、早く制心を加えるべし。

抑も富貴の人有りて、深き志に非ずと雖も山寺を点(選)び出すことし、時々有道(「通道」)道を開くこと)す。此の事、内に付外に付け、益少なく過ち多きなり。弁知(道理をわきまえて)いること)其れ有る輩は甚だ有りがたし。若し然る事出で来れば、房地処無し。本僧賣與せば第一の滅相也。旁(みだり)に不相応の由、返答せしめ、尚結構を強いる者には此の起請を見せしむべし。若し寺僧の中、引導(導)くする者あらば罪科を行なうべし。京都東山観音寺は威徳の人、多く住せる後、寺僧悉く寺房地を売與し、往古一寺已に以て破滅し畢んぬ。尤も用意有るべし。

一 輒く本寺(興福寺)の上中臈(僧侶の修行期間の年数、ここでは僧侶のこと)已下の来住を許すべからざる事。

右、近来、人毎に計略を廻すこと有り。或いは山寺を卜して別居を構え、或いは其の身災難等に遇うの時、或いは又服薬湯治等を為し、兼ねて山寺の小房を借り請く。縦え造作に及ぶと雖も、未だ必ず功を終えず。只其の名を懸け、多くの人を相い具して時々経を廻し、酒宴、射的、種々の遊戯に寺僧等之に耽るを見る。一旦事終わりに空しく本寺に帰るも、其の放遊の余気を放ち宜しからず。然れば此の条、内々之を議するの時有らば、老小の寺僧先ず立ちて起請の旨を語るべし。猶定め止まらずか。

其の時、山僧の集會にて子細を申すべし。其の状に云う。当山は最少の処也。毎事は勿論、一日と雖も、人の御止住有り難し。則ち山中に水無し、是れ第一の難也。薪を用いること幾ならず。湯治等の間、人々群集せしめば都叶(すべて)うべからず。真実客が為来たりて奉ずるは、事に於いて便宜無し。処詮、中比滅亡の後、貞慶始めて扶持(手助け)す。其の志他に非ず。少々の住僧等事少く、心静かなるを以て望みと為す。然れば将来若し此の片山に在りて余の大処の如く、衣服、資具(家具)を好み、富勢名譽を望むは、決定(必ず)此の地に応わざる人也。満山各此の思いにて住すべし。処は小処也、人は非人(行為のきちんとしていない者)也。すべからず涯分(自分の身の程)を顧みて能く慎み恐るべし。若し此の制に背き、或いは引導、或いは窃かに同心する者、満山永く罪科に処すべく、護法冥罰を加うべし。

一 薪或いは材木等他処に出すべからざる事。

右、山寺の習い。樹木を惜しむこと軽からず。是れ則ち器界(生命あるもの)のより処となる山河、土地等をいう)衰微し、人法亦た磨滅するが故也。而うして当山衰微の時、一兩の住僧等身を替え、命を忘れて制止すべし。伐用を制止する間、観音の御示現等実(まこと)に以て嚴重(神仏の靈驗あらたかなる様)なり。近隣の住人の盗伐は固より守護を加うべし。若し剩(あま)え自ら此の木を伐取し、薪と為し人に売るは、偏に仏物を盗むもの也。僧衆を欺くもの也。亦山僧小房を造る時、寺中に触れ、自ら一兩の材木を受用す。若し或いは芳心(親切な心)を好み、或いは価値(価値)を得。杣、材木の如きを伐用するは、程(数量の程度)有るべからずして一

切停止すべし。

一 他処に於いて事有るの人、此の山に移住するを許すべからざる事。

右、末代の習い、人心不善なり。本の住処に於いて、或いは正に衆勸を蒙り、或いは諸人云々の間、堪えずして去り、或いは亦た其の性、分に過ぎるが故に、人を嫌い処を蔑す。此の如くの輩、一旦他処を求め、移住せんと欲す。是れ常の習い也。此処の人、或いは親友の為が故に、或いは子細を知らざるが故に、殆ど進んで之を召請す。況や彼の人、相い語るの時、心を同じくして滞ること無し。此の条、人が為、堪へ難き処にして、有事を遂ぐ。尚根本の大処を蔑し、大処猶之を受け容れず。況んや小処に於いて哉。此の如き輩一切停止す。口入（世話をやくこと）の罪科前々の如し。

一 山中にて鬪諍停むべき事

右、僧衆は和合（仲良くすること）一味（同じ仲間）するを以て徳と為す。設へ末代と雖も、大小の山寺に猶其の風あり。然れば鬪諍の条、大いに禁断すべし。若し、集会の庭にて、或いは私房中にて口論漸増し、正に刀を抜き、杖を執るに及ばば、早や重犯と為すべし。縦え一人進み向かうと雖も、早く座を去り逃ぐるべし。若し其の名を思い、其の鬱を深めて起ち向うに及ばば、只同じ科（とが）也。殺害刃傷に於いては左右する能わず。本寺、本自ら大起請有り。定めて其の沙汰有るか。設し多年を経、本寺にて御免さると雖も、此の山中に於いては永く停り廢すべし。凡そ人の天性或いは曲節、或いは過言、傍輩不善の事を為し漸積せば必ず大事に及ぶべし。兼ねて尤も用意（心を遣うこと）すべし。自他習いて、身の程を知らざる人、聊か誤る事有らば、忽ち其の言に報じ、永く其の恨みを結ぶ。此くの如き子細、師匠或いは同行（修行仲間）等内々知るに及ばば必ず教訓とせしむべし。抑も児等の事に就き、或いは誹謗、或いは当座無礼す。若し指事に非ずと雖も、諸人に告げ廻し、人を損するを欲する有り。此の条尤も不便（不都合）なり。中少の事に於いて、見ず知らずが如くに止むべき也。今日は我れ人を損ずると雖も、明日は又還りて身上に在り。仍つて山中に於いて設し見苦しき事有りと雖も、他処に披露すべからず。本寺大衆に語るべからず、此れ等の罪科前の如し。

以て前五箇条は大切也。至要也。仍つて病席に臥せ乍ら（貞慶はこれを記して翌月の二月三日他界した）人をして之を記せしむ。凡そ獅子の中の虫、能く獅子を噉う。我が寺を滅すべきは只寺僧也。観音・大明神の御冥罰、深く之を恐るべし。

件の条々等制止を加うと雖も、猶大事に及ぶは、早く本寺菩提院に申し訴へしめるべし。定めし御評定有るか。仍つて起請件の如し。

建曆三年（一二二三年）西癸正月十一日 沙門 在判